

# 業務部速報

No. 16

発行 14. 7. 31

JR東労組 業務部

## 申2号 京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成に関する説明申し入れ交渉

4回目

第14項 車両留置箇所、乗務員宿舎、乗務員休憩箇所、乗務員交代駅について、施策実施までに検討していることを明らかにする事。また、各構内の入換え業務の展望を明らかにすること。

施策実施までに検討している点

車両留置箇所の変更点と検査業務について

【車両留置箇所】・留置車両と留置箇所に変更無し。

・昼間の運用は効率的に行う検討をする。夜間帯の車両留置は変更ない。

【仕業検査等の業務】・現在対応している箇所が継続していく。検査する場所は集約していく方向である

乗務員宿舎及び乗務員休憩室

女性が配置されて行くことを前提にし、庁舎は設立していく。詰所機能は、継続して使用していく。

現在使用している詰所には、トイレなどの設備が不十分！庁舎だけではなく、詰所も改善するべき！

確認事項

構内入換業務は「エルダー雇用の場としていく事」を確認！

具体的には地本一支社交渉になるが、必要な設備投資については、本社としても応援する！

第15項 今施策に伴い、統廃合が計画されている区所から出向及び休職をしている社員の復帰箇所を明らかにすること。

第16項 「ライフサイクルの深度化」を担っている社員の復帰箇所についての考え方を明らかにすること。

施策に対し、出向中や休職中でも本人の意見を聞く事を確認！

【出向者に対しては】

支社人事課所属となるので、担当者が直接意見を把握する。

【ライフサイクル、休職者に対しては】

現在働いている職場の箇所長が、面談等で意思を確認する。

第17項 乗務員基地再編成に伴い異動が発生する場合、賃金や労働条件の変更についての考え方を明らかにすること。

転勤の際には従来通り、労働協約に則り取り扱っていく！

【その他の労働条件について】

通勤事情を考慮し、1つの要素としてみる。

【支社間の異動に関して】

一定規模の、支社間異動はあり得る。

乗務員の配属で、支社間を跨いだ発令はない！  
従来の慣例を守るべきだ！

第18項 現在の区所の建物及び跡地活用について明らかにすること。

【今後の跡地利用の計画について】

廃止になる庁舎や宿舎については、継続して利用していく。また、再利用の情報があれば提供していく

全18項目の説明終了。  
地本－支社間交渉で更に具体化していこう！